

呉市教育委員会会議録
(平成30年4月27日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成30年4月27日定例会

- 1 開催日時 平成30年4月27日(金) 16:00開会
16:32閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部副部長 坂口 直美
教育部参事補 中島 正雄
教育部参事補 細本 裕一
文化スポーツ部副部長 神垣 進
教育総務課長 大森 和雄
学校施設課長 福田 伸雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第13号 「教育委員会事務点検・評価(平成29年度事務事業対象)」の実施について
 - (4) 報告第5号 第4次呉市長期総合計画後期基本計画(平成28年度～平成32年度)の改定案について
 - (5) 教議第16号 契約の変更について

(16:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・舩尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年3月23日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4及び日程第5については、議会に係る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第13号 「教育委員会事務点検・評価（平成29年度事務事業対象）」の実施について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第13号「「教育委員会事務点検・評価（平成29年度事務事業対象）」の実施について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは教議第13号「「教育委員会事務点検・評価（平成29年度事務事業対象）」の実施について」を説明させていただきますので、資料の1ページを御覧ください。

平成20年度から実施し、今回で11回目の実施となります事務点検評価は、地方教育行政法第26条の規定に基づいて、実施及び公表を義務づけられているもので、今年度もこの実施方針に沿って進めてまいります。

2の実施方針の(1)点検・評価の対象を御覧ください。教育委員会の権限に属する事務の中から、重点課題と位置付けているものから抽出します。なお、補助執行事務であります、文化財及び社会教育に関する事務（図書館・美術館を含む）も対象となります。

次に(2)点検・評価の内容及び方法を御覧ください。点検評価は、対象課題ごとに担当課が、事業の目的、概要、事業費、成果、自己評価などを記入した点検・評価シートを基に実施してまいります。

点検・評価方法につきましては、4の実施スケジュールで御説明いたしますので、2ページをお開きください。

各課が作成した点検・評価シートを基に、6月下旬に学識経験者からの意見聴取、7月下旬の臨時教育委員会会議で教育委員の皆さんとの意見交換を行い、8月定例教育委員会会議で最終的な承認をいただき、9月議会の初日に議会提出する予定としております。

1ページに戻っていただき、3の昨年度からの変更点を御覧ください。

主な変更点は、評価シートの様式の変更でございます。資料の3～4ページを

御覧ください。新しい評価シートでございます。市長部局が実施している行政（事務事業）評価に準じた様式に変更しております。

なお、記載する項目は、概ね従前の様式と同様でございます。

最後になりますが、5ページをお開きください。各課の対象課題でございます。全部で13テーマとなっております。昨年度からの変更点は、「教職員の資質の向上」を対象課題から外したことです。これは、もうひとつの対象課題である、「小中一貫教育の推進」と内容が重なるところがあるため、これと一本化を図ったものです。

以上で説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第13号「教育委員会事務点検・評価（平成29年度事務事業対象）」の実施についての説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

教 育 長 それでは、これより非公開の議題に入ります。

報告第5号 第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定案について

教 育 長 次に、日程第4の報告第5号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、報告第5号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画の改定案について」御説明いたします。

資料は7ページからでございますが、先に概要を御説明いたします。

後期基本計画は、平成23年度から32年度までの10年間で取り組む、呉市の重点戦略を明らかにするために策定された、「第4次呉市長期総合計画」の後期5年間（平成28年度から32年度）で重点的に取り組む施策や基本政策の方向性などを明示したものです。

その内、教育分野の基本政策といたしましては、「学校教育」「社会教育」「文化・スポーツ」の3項目がございますが、本計画の30年度版の策定に際しまして、内容を一部改定したいため、御報告するものでございます。なお、本計画に記載された三つの基本政策は、平成28年3月に策定いたしました呉市教育大綱（平成28年度から32年度）においても、「各分野の取組の方向」として位置づけていることから、併せて大綱の改定も必要となっております。大綱を改定するためには、総合教育会議に諮る必要があるため、現在、開催に向けて準備しているところでございます。

それでは、改定内容について御説明いたします。

資料は、7ページから11ページに新旧対照表を、13ページから18ページに改定

箇所を赤書きした改訂版をつけております。

説明は、新旧対照表に沿って行いますが、改訂版も参照していただきますので、お手元に御用意ください。

7ページの「2 新旧対照表」を御覧ください。

教育分野の第1項「学校教育」でございます。

まず、義務教育に関わる改定について御説明いたします。「1 現状及び課題」でございますが、(2)を御覧ください。左欄にあります現行では、これから進めていきたい教育の方向性を具体的な事業を例示しながら表記しておりますが、右欄のように、義務教育9年間で、子どもに身に付けさせたい力の具体とこれからの時代を見据えた課題について表記する形に改定したいと考えております。

「2 政策の基本方針」につきましても、同じく(2)を御覧ください。左欄にあります現行では、小中一貫教育の更なる推進とともに、これから進めていく教育の基本方針について表記しておりますが、右欄のように、新たな取組である「ICTを活用した教育の推進」を追加しながら、改訂版の14ページにあります「3 計画期間中に取り組む代表的な施策」の体系に沿って、再整理する形に改定したいと考えております。

「3 計画期間中に取り組む代表的な施策」につきましては、同じく14ページを御覧ください。「2 義務教育の充実」の「(1) 教育内容の充実」に「タブレット（ICT）を活用した教育の推進」を追加し、(3)の「いじめ・不登校や問題行動等への取組」を、いじめは問題行動であることから「いじめなどの問題行動や不登校への取組」に、「(5) 教育環境の整備」にあります「学校統合の推進」を、その目的を明確にするため、「適正規模を目指した学校統合の推進」に改定したいと考えております。

続きまして、幼児期の教育に関する改定について説明いたしますので、資料は13ページの改訂版を御覧ください。「2 政策の基本方針」の(1)を御覧ください。幼児期の教育について記載したのですが、「1 現状及び課題」の表記と合わせるため、「教育内容の充実」を「保育・教育内容の充実」に改定し、幼児期の教育から小学校の教育へ円滑につなげるために進めている「保幼小連携の推進」を追加したいと考えております。

同じく、「2 政策の基本方針」の(3)を御覧ください。呉高等学校についての記述につきましては、文言整理のため、「郷土」を「地域」に、「社会に貢献できる人づくりの推進」を「社会に貢献できる人材の育成」に改定したいと考えております。

続きまして「社会教育」及び「文化・スポーツ」につきましては、文化スポーツ部が説明を行います。

神垣副部長 それでは、資料の8ページをお願いします。

まず、「第2項 社会教育」でございますが、併せて、資料の15～16ページもご覧いただければと思います。

「1 現状及び課題」は、近年の核家族化の進展に伴い、「進展」の文字の追記、「2 政策の基本方針」につきましては、生涯学習社会の実現に向けて、推進するための呉市の中核となる「生涯学習センター」を追記などしております。

下から6段目、「3 計画期間中に取り組む代表的な施策」につきましては、現

状の実態に合わせ、「1 家庭教育・青少年教育の充実」のうち、「(1) 保護者の教育力の向上」の部分については、年々、要望が強く好評をいただいております。広島県教育委員会が開発した「親の力」を学びあう学習プログラム、通称「親プロ」の開催を追記しております。

9ページをお願いします。「2 生涯学習の推進」につきましては、「(1) 推進体制の整備」の項目において、平成11年度呉市生涯学習推進計画策定までは会議を開催していましたが、その後は開催していない「呉市生涯学習推進協議会の運営」を削除し、各まちづくりセンターの館長に委嘱し、生涯学習を推進する中心的役割を担っていただいている「生涯学習推進員の育成」を追記し、「(2) 地域に根ざした生涯学習活動の推進」の項目については、「生涯学習推進員の育成」は、既に「(1) 推進体制の整備」の中に追記しておりますので、削除しております。

続きまして、「第3項 文化・スポーツ」の改正内容につきまして、御説明いたします。全体を通しての改正になりますが、資料の17～18ページも併せて御覧いただければと思います。

昨年の10月、文化芸術関係では、呉市の文化芸術振興のための施策を計画的に推進していくために「呉市文化芸術振興計画」を策定しました。

また、スポーツ関係においては、呉市のスポーツ振興のための施策を計画的に推進するために、「第2次呉市スポーツ振興計画」を策定しました。

両計画とも、昨年度、平成29年度から38年度までの10年間、文化芸術、スポーツ振興を推進していくための基本となる指針として位置付けている計画であります。

文化芸術振興計画は、中程の「2 政策の基本方針」の(1)の中に記載しておりますが、基本目標を「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」の実現とし、スポーツ振興計画は、(2)にありますように、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」としております。

1枚めくっていただきまして、10ページをお願いします。

「3 計画期間中に取り組む代表的な施策」の「1 文化の振興」では、「(6) 文化財を活用した地域振興」の中に、「日本遺産・下蒲刈の朝鮮通信使などの歴史的な魅力を国内外に発信」を加え、「2 スポーツの振興」では、「(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の中に、「2020東京オリンピック事前キャンプ」を新たに付け加えております。

以上で、「第2項 社会教育」及び「第3項 文化・スポーツ」関係の主な改正内容についての説明を終わります。

大 森 課 長 最後になりますが、本計画の改定につきましては、市長部局の企画課において、他の部局の改定と併せて整理され、5月23日に予定されている呉市総合計画審議会での審議を経て、6月議会に行政報告される予定となっております。

説明は以上です。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第4の報告第5号「第4次呉市長期総合計画後期基本計画（平成28年度～平成32年度）の改定案について」の説明がございましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

森 尾 委 員 先程の説明において、総合教育会議に諮るとありましたが、いつ頃開催の予定

ですか。

大森課長 現在調整中でございます。

船尾委員 13ページの学校教育の分野で、「ICTを活用した教育の推進」とありますが、14ページには「タブレット（ICT）を活用した教育の推進」となっておりタブレットという単語が付いております。この違いは何でしょうか。

大森課長 13ページの方は、大きな観点から見た政策として「ICT」のみとしておりますが、授業ではツールとしてタブレットを活用してまいりますので、具体的な施策として「タブレット」を付けております。

船尾委員 タブレットという単語が付くと、タブレットを使って授業をするんだなというイメージがわかりますが、ICTという単語だけだと、一般的にはわかりにくいと思いますので、用語解説の欄に、注釈を付けてはいかがでしょうか。

大森課長 担当課と調整をして、注釈を追加するようにします。

佐々木委員 17ページの文化・スポーツの分野は、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした施策の推進だと思えますが、18ページには、「中・高校生の文化・スポーツ活動の応援」とあります。これは、中・高校生しか対象ではないということでしょうか。

神垣副部長 18ページにある、「中・高校生の文化・スポーツ活動の応援」というのは、14ページの教育部の事業の再掲であり、文化スポーツ部としても一緒に応援していくという意味で掲載しているものでございます。具体的な事業のひとつに「文化・スポーツ応援事業報奨金」があり、この事業の対象者が中・高校生のため、このような標記をしているものであり、全体的には、全ての人を対象に様々な施策に取り組んでまいります。

佐々木委員 分かりました。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第16号 契約の変更について

教育長 次に、日程第5の教議第16号「契約の変更について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

福田課長 それでは、教議第16号「契約の変更について」を御説明させていただきます。
資料の20ページを御覧ください。

1の変更の趣旨でございますが、呉市議会の平成30年3月定例会において、議決をいただいた、呉市立片山中学校校舎・体育館建設工事における契約金額を増額変更するものです。

2の変更理由でございますが、本工事は、平成29年度の公共工事設計労務単価を適用して、予定価格を積算し、発注したものでございます。

このため、本工事は、平成30年3月から適用する公共工事労務単価の運用に係る特例措置の対象工事となります。この特例措置とは、資料中ごろの※印に記載しておりますが、呉市が平成30年3月1日以降に契約を行った工事のうち、平成29年度の旧労務単価を適用して予定価格を積算している工事については、平成30

年3月から適用する新労務単価に基づく契約金額に変更するため、受注者が発注者に対して、協議を請求することができるというものであります。

当該措置に基づき、本件工事の受注者である福井建設株式会社呉営業所から変更に係る協議の請求が3月30日にあり、当該特例措置を適用することが妥当であると認められましたので、契約金額を変更するものです。

3の変更内容でございますが、契約金額を4億7,250万円から、新労務単価で積算しました4億7,372万9,040円に変更するため、122万9,040円の増額となります。

なお、資料21ページには片山中学校の付近見取り図、22ページには配置図を添付しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の教議第16号「契約の変更について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

教 育 長 　御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

（異議なしの声）

教 育 長 　御異議なしということで、よって本件は原案のとおり決めます。

以上で定例会を閉会します。

（16：32）

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(平成30年4月27日定例会)